ＣＵ三多摩ニュース No.72

2021. 8. 20　編集人　宮本　一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034　国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166／090-2247-1166

Email　cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

コロナ禍、労働者と共に闘う 大きな組合目指し、ＣＵ三多摩 第７回定期大会を開催

ＣＵ三多摩は８月１日、第７回定期大会を国分寺市内で開催しました。定期大会はコロナ禍の現状に鑑み、執行委員までの参加としました。また、来賓としてＣＵ東京本部及び三多摩労連のご出席をいただきました。

大会冒頭、宮田執行委員長はコロナ禍の中でオリンピックが開催され、感染者も増えて、収束は見えてこない。こうした中、労働相談で多くの悩みを拾い上げることが必要になっていると、個人加盟労働組合の必要性を強調しました。

三宅書記長　2021 年度大会議案提案

来賓あいさつの後、三宅書記長が 2020 年度の経過報告と 2021 年度の活動方針を提案しました。

2020 年度経過報告

2020 年度は労働相談が 34 件。内、団体交渉で７件解決、助言で６件、継続中９件。コロナ関連の相談は３件だったと報告しました。

特筆すべきは前年度から引き継いできた保育園関係の案件で、三年もかかり粘り強く交渉を重ねて、解決してきたと報告しました。また、相談 34 件中、組合への加入 15 人でした。

相談員の増員が課題

年 34 件の労働相談は月平均にすると２件強ですが、解決までに数カ月を要し、相談担当者に負担が大きくなっています。相談員の増員は大きな課題です。

2020 年度は相談実践講座を実施しました。今年度も取り組みを進めます。

発信力を高めるために

引き続き労働者の味方としての組合を大きくするため、相談体制の強化やホームページなどでの発信力強化、ＣＵ東京組合員 1700 人、同三多摩協議会 350 人を目指し組織を大きくすることが提案されました。

参加者から、三多摩のＨＰの迅速な更新やニュース発行の苦労など活動の中での悩みや、財政問題などの討論を経て、議案を可決。2021 年度役員を選出して無事終了しました。

新役員体制

2021 年度の役員体制は次のとおりです。（五十音順、敬称略）

執行委員長：宮田清志、副執行委員長；尼崎学・小野塚洋行・佐藤義見・鶴岡誠一・福田かづこ・星憲彦・三宅一也、書記長：大江拓実。書記次長：北村博昭・中山倫子・宮本一、執行委員：麻田瞳・石川隆・石島敦・岡部光男・木口栄・倉田健介・糀谷明・佐藤嘉宏・清水謙一・津島修二・寺川知子・前田秀人・間島隆文・宮田和志、会計監査：石垣雅之・大房孝郎、相談役：坂内三夫。以上。

第７回定期大会での来賓のご挨拶

ＣＵ東京に寄せられた相談件数 470 件、ＣＵ東京の存在意義は明らか

ＣＵ東京高木書記長

コロナ過で労働者は 11 万～13 万人が解雇されたと言われていますが、実際にはその 10 倍います。

その中、ＣＵに寄せられた労働相談は 470 件もありました。ＣＵ東京の存在感は明らかになりましたが、まだまだ頑張らなければなりません。ＣＵ東京本部からは鈴木副委員長もご出席され、ＨＰやＳＮＳの経験報告もいただきました。

活発な相談活動を身近に感じている

三多摩労連・菅原副議長

CU 三多摩が昨年から 34 件の労働相談を受けていること敬意を表します。中小・個人企業の休業補償や家賃補助なども実際には給付遅れなど大変な状況にあります。また、医療現場の逼迫も大変です。多摩市の厚生荘病院で大量解雇が予想されており、医療従事者の生活も困窮しています。オリンピックを中止させ、コロナ対策に回せと訴えましょう。

労働相談より

1　コロナ感染を理由に退職強要 団体交渉で早期解決

Ｂ食品加工会社にパート従業員として勤めるＡさんは５月中旬に発熱し、病院を受診したところ、新型コロナに感染していることがわかり、基礎疾患もあることから２週間の入院を余儀なくされました。

Ａさんのコロナ感染により、会社はＡさんを呼び出し、「ＰＣＲ検査や衝立などの設置にお金がかかった。」「一部食品が使えなくなった。」「職場に不安が広がり、出勤しなくなった人がいる。」「Ａさんの感染でシフトに穴が開いてしまった。」と、会社に迷惑と損害を与えたので、自己都合で辞めるよう要求してきました。

Ａさんは、自分が意図として、感染したのではなく、「自己都合で辞めてほしい」との対応に納得がいかず、地元の市議会議員に相談したところ、ＣＵ三多摩を紹介され組合に加入しました。後日、会社から解雇通告もあり、組合として団体交渉を行い、この問題の解決を図ることにしました。

団体交渉では、会社は労働者を自由に解雇することはできないこと、厚生労働省の通達でも、「感染復帰者への配慮」「感染による嫌がらせはあってはならないとしている」ことを指摘しました。また、雇用契約にあたって就業規則の一部分の説明しかなったことや有給休暇の取得の申し出にも応えなかったこと、就業時のタイムカードの打刻を着替え後の打刻となっていることなどの問題点も指摘し、団体交渉に誠実に対応するように求めました。

組合は、団体交渉の結果、Ｂ社がＡさんと組合の要求に誠実に対応することを明らかにしたため、Ａさんと組合と会社との合意内容を確認し、早期解決に至りました。

Ａさんは、「組合に相談して本当に良かった」「組合のことをほかの困っている人にも知らせたい」と喜んでいました。

【現在解決に向け取り組んでいる案件】

①マッサージ店での賃金未払い事件

多摩市のリラクゼーションリゾートで働いていたＡさん、Ｂさんは賃金が支払われず、事業主が団体交渉に応じないため提訴。現在立川地裁で係争中です。

②長期海外出張中の残業代未払い問題等

コンサルタント会社の社員としておよそ９カ月に及ぶ海外出張による新事業所立ち上げに携わったＣさん。一人勤務にも拘らず、本社の支援を受けられず逆にペナルティでボーナスを半分にされるなどの仕打ちを受けうつ病を発症。海外勤務中の残業代、家賃補助などの未払いと、退職にあたっての補償を求め現在交渉中。

③定年退職後の再雇用問題

金属関係の企業団体で働くＤさんは、定年後の再雇用制度の労働条件をめぐり団体交渉。相手方の言い分を飲み合意するべく努力してきたが、反故にされた。不誠実な態度は厳しく糾弾しなければならない。

その他、継続している案件が６件ほどありますが、引き続き解決へ全力で取り組みます。